（人事院規則一五―一四の一部改正）

第六条　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　雑則（第三十二条・第三十三条）」を「第六章　矯正医官法第五条の規定に基づく勤務時間の割振り等（第三十一条の二・三十一条の三）　第七章　雑則（第三十二条・第三十三条）」に改める。

第十条中「職員が一日の執務の全部を離れて受ける研修（人事院が定める基準を満たす」を「次に掲げる勤務（人事院が定める基準に適合する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　職員が一日の執務の全部を離れて受ける研修

二　矯正医官（矯正医官法第二条第二号に規定する矯正医官をいう。第三十一条の二第一項において同じ。）が行う施設外勤務（矯正施設（矯正医官法第二条第一号に規定する矯正施設をいう。第三十一条の二第一項において同じ。）の外の医療機関、大学その他の場所において医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換を行う勤務をいう。）

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　矯正医官法第五条の規定に基づく勤務時間の割振り等

（矯正医官法第五条第一項適用職員の勤務時間の割振りの基準等）

第三十一条の二　矯正医官法第五条第一項の人事院規則で定める矯正医官は、矯正施設の長である矯正医官以外の矯正医官であって、次に掲げる業務に従事するもの（第四項において「矯正医官法第五条第一項適用職員」という。）とする。

一　矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所における医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換

二　矯正施設内における医療に関する調査研究

2　矯正医官法第五条第一項の規定に基づく勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定することとするほか、月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、各省各庁の長があらかじめ定める連続する二時間がその一部となるように行わなければならない。ただし、休日その他人事院の定める日における勤務時間は、七時間四十五分としなければならない。

3　第三条第二項から第四項まで及び第四条の規定は、矯正医官法第五条第一項の規定に基づく勤務時間の割振りについて準用する。

4　前二項の規定は、矯正医官法第五条第一項適用職員である育児短時間勤務職員等には適用しない。

（休憩時間等に関する読替え）

第三十一条の三　矯正医官法第五条第一項の規定により勤務時間を割り振られた矯正医官についての第七条第三項及び第九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「勤務時間法第六条第三項」とあるのは、「矯正医官法第五条第一項」とする。

第三十二条の見出し中「まで」の下に「及び第六章」を加え、同条中「まで」の下に「（同項の規定を前条において読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「並びに第十七条第一項」を「、第十七条第一項並びに第三十一条の二第二項」に改める。

（人事院規則一九―〇の一部改正）

第七条　人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「第六条第三項」の下に「又は矯正医官法第五条第一項」を加え、「同条第一項」を「勤務時間法第六条第一項」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

告　示

○経済産業省告示第二百三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十六号の規定に基づき告示する。

平成二十七年十一月二日

経済産業大臣　林　幹雄

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定するものは、熱中性子フルエンス絶対測定装置、中性子放出率基準測定装置及び密封小線源カーマ率設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するものとする。

○経済産業省告示第二百三十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第一項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十八号の規定に基づき告示する。

平成二十七年十一月二日

経済産業大臣　林　幹雄

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
エタノール標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が二十体積百万分率以上百体積百万分率未満のもの及び空気希釈のものであって、濃度が二十体積百万分率以上百体積百万分率未満のもの	一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地
臭素酸イオン標準液であって、濃度が二グラム毎リットルのもの		
塩素酸イオン標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの		
揮発性有機化合物二十五種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリブロモメタン、ブロモジクロロメタン、一・二―ジクロロエタン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、cis―一・二―ジクロロエチレン、trans―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、一・二―ジクロロプロパン、cis―一・三―ジクロロプロペン、trans―一・三―ジクロロプロペン、一・四―ジクロロベンゼン、o―キシレン、m―キシレン、p―キシレン、ベンゼン、トルエン、一・四―ジオキサン及びt―ブチルメチルエーテルの各濃度が一グラム毎リットルのもの		

○経済産業省告示第二百三十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように告示する。

平成二十七年十一月二日

経済産業大臣　林　幹雄